

新旧対照表

○神奈川県漁業調整規則

新	旧
(衛星船位測定送信機の備付け命令) 第52条 (略) 2 前項の規定による命令を受けた者は、通信の妨害その他の当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならない。 第59条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、6月以下の拘禁刑若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 (1) 第34条第1項、第35条から第37条まで、第38条第1項若しくは第3項、第39条、第40条、第42条第1項、第43条第1項、第44条又は第49条第1項の規定に違反したとき。 (2) 第34条第13項において準用する第14条第1項若しくは第2項、第43条第3項又は第46条第3項の規定により付けた条件に違反したとき。 (3) 第24条第1項(第34条第13項において準用する場合を含む。)、第34条第13項において準用する第23条第2項、第42条第2項又は第51条第1項の規定に基づく命令に違反したとき。 2 (略) 第60条 第26条第1項(第45条第8項において準用する場合を含む。)、第32条、第34条第10項、第41条第1項又は第49条第6項の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、科料に処する。	(衛星船位測定送信機の備付け命令) 第52条 (略) (新規) 第59条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 (1) 第34条第1項、第35条から第37条まで、第38条第1項若しくは第3項、第39条、第40条、第42条第1項、第43条第1項、第44条又は第49条第1項の規定に違反した者 (2) 第34条第13項において準用する第14条第1項若しくは第2項、第43条第3項又は第46条第3項の規定により付けた条件に違反した者 (3) 第24条第1項(第34条第13項において準用する場合を含む。)、第34条第13項において準用する第23条第2項、第42条第2項又は第51条第1項の規定に基づく命令に違反した者 2 (略) 第60条 第26条第1項(第45条第8項において準用する場合を含む。)、第32条、第34条第10項、第41条第1項又は第49条第6項の規定に違反した者は、科料に処する。